

要保管

2020年（令和2年）6月5日

保護者様

藤沢市立善行中学校
校長 小林 秀夫

新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止基準等について（お知らせ）

臨時休業中における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力いただき、ありがとうございます。学校が再開され1週間が経ち、少しずつではありますが、本来の日常が戻ってきているところです。

再度、次の点をご確認いただき、今後も感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 毎日、検温と症状の確認をし、健康調査票に記入のうえ、学校に持参させてください。

2 自宅での健康観察の結果、次の場合は、出席停止となりますので、学校に連絡してください。

- ① 風邪の症状【※1】や発熱（下枠の「発熱基準」参照）がある場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）【※2】
- ② 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある場合
- ③ 風邪の症状や下の「発熱基準」にある発熱がなくなった後の、経過観察のための出席停止
- ④ 児童生徒が濃厚接触者となった場合（疑いを含む【※3】）
- ⑤ 海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合
- ⑥ 持病があり、感染すると重症化する恐れがある場合
- ⑦ 保護者が児童生徒の感染を心配し、登校を控える場合
- ⑧ 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

※1 風邪の症状とは「呼吸器症状、咳、鼻水、たん、息苦しさ（呼吸困難を除く）等」が該当

※2 発熱がなく、風邪の症状のみでも出席停止

※3 ④について：児童生徒の同居家族に症状があり、PCR検査を受けている場合、感染が強く疑われるため、出席停止

3 出席停止後の登校再開について

(1) 医療機関を受診している場合は、医師の指示に従いますので、学校に連絡してください。

(2) 医療機関を受診していない場合は、症状がなくなった日の翌日を1日目として、3日目の朝に発熱や症状がないことを確認したうえで登校可とします。

症状がなくなった場合は、学校に連絡し登校できる日について確認のうえ、登校を再開してください。事前に連絡がなく、登校再開の基準より早く登校した児童生徒については、保護者に連絡のうえ、早退措置といたしますので、ご了承ください。

※ 次の表を参考に登校再開日を確認してください

ア 出席停止（「2①②」の症状）の症状が3日続いた後、その症状がなくなった場合

症状あり 1日目	症状あり 2日目	症状あり 3日目	症状なし 0日目	症状なし 1日目	症状なし 2日目	症状なし 3日目
出席停止	→	→	→	→	→	登校可

イ 出席停止の症状（「2①②」の症状）が1日あった後、その症状がなくなった場合

症状あり 1日目	症状なし 0日目	症状なし 1日目	症状なし 2日目	症状なし 3日目
出席停止	→	→	→	登校可

ウ 出席停止の症状（「2①②」の症状）がなくなった後、その症状が再発した場合

症状あり 1日目	症状なし 0日目	症状あり 1日目	症状あり 2日目	症状なし 0日目	症状なし 1日目	症状なし 2日目	症状なし 3日目
出席停止	→	→	→	→	→	→	登校可

4 出席停止の対象となる風邪症状と区別するため、日常からアレルギー性鼻炎や喘息等による咳、偏頭痛、腹痛、鼻づまり等がみられる場合は、健康調査票のメモ欄に記入してください。

その際、できる限りかかりつけ医に登校の可否について電話で相談し、その結果を学校に連絡してください。

出席停止対象以外の場合は、病欠扱い（欠席に含まれる）になります。

5 保護者の方の緊急連絡先に変更があった場合は、早急に担任までお知らせください。

6 在校中に体調不調や発熱等がみられた場合は、早退措置とするため連絡いたしますので、ご対応くださるようお願いいたします。詳しくは「分散登校・授業の実施について」（各学年5月登校日配付）を参照してください。

以上